

武家故實の構造

室町武家社會研究の一課題

藤 直 幹

考察の立場

歴史學の課題を、ただ過去の諸事實の叙述とすることを超えて、其等を歴史的存在として理解するためには如何なる學的態度を執るべきか、といふ方法的反省のはじまるところに、現代史學の成立の根據が考へられてゐる。過去の諸事實がそのままに歴史研究の對象となるのではなく、我が我等を對象となすのであり、其處に史家の構成的なる働きが要求されると云ふことができる。かく云ふはあるひは意義の強調にすぎぬとも考へられるであらう。歴史的知識の構造は對象と自己との關係として考へられてゐるごとく、單なる過去の事實の叙述といふも、その奥底には史家の精神の存在を豫想せしむるものである。しかもかかることが意識せられその方法の反省されるところに新たな學問の形態の成立を見ようとするのである。かかる立場に在ることにより、過去の多様な事象を取扱ふに

際しても百科全書の誤謬に陥ることなく、學問の純粹性を保持し得るであらう。むしろその對象の多様なるほど、認識内容において豊富さを増すのみならず、その方法においても種種なる様式を綜合することにより深化しゆくことを考へ得るものがある。かくすることに於いて歴史家としての學的努力の重ねられゆくことを思ふべきであらう。

故實が有職と相並んで特殊なる研究の對象となり、其等に關する知識の系列がそれ自體完結せる一の學問的形態を示すものあるに拘らず、なほ此處に室町武家社會研究の一課題として問題とすることも上述の意圖にもとづく一試論である。

有職故實の研究は過去の事象を取扱ふ諸學問の間にあつても特殊の分野を形成し、一般の窺知し難いものをもつごとき感を抱かしめるものがある。このことはその説くところの煩瑣なるとともに、知識の在り方においても異なるものをもつことに因るであらう。即ち有職故實が、ただ過去の事象であるのみならず、現實において公家・武家の生活行爲を規定するものとして直接人人に要求せらるべき性格を具へた事により、知識が個個の事柄に關して個別的具體的なる形において存在し、それをもつて事足れる事情に基くと考へうるであらう。かかる場合において必要なは博識であり、またそのことをもつて完結せるものと云ひうるであらう。しかし如何なる博識も、それが個々の事象の詮索考證に止まる限り、歴史的理解の前提であるとしても直ちに歴史的理解そのものではない。武家故實存在の意

味を室町武家社會研究の一課題として理解せんとするとき、諸故實の詮索をもつてしては得るところを、抄きこと改めて説明を要すべきものではない。従つて當面する課題解決の手懸りを自らの立場において求めねばならない。かくて故實の意味するところを吟味するといふ最初の問題よりはじめることを必要とする。

故實の本來の意義としては、ある事柄の正しき先例・典據たるべきものを指し、後には禮義上行事上の法式の意に用ひらるるに至つたと説かれてゐる。(出雲路 有職故實)かかる意義轉化の必然性は、或る事例が準せらるべき正しきものとしてその示す諸内容が規範性を有するとき、かかる事例が直ちに法式としての意義を具ふるに至ること、歴史の展開の裡に多様の形式をとり現れ來ることよりして理解しうるものであるが、かくその意義の轉化し得るところに故實の性格を考ふべきものがあると思はれる。範例——價值を荷ふ先例をその先例なる面において見るとき不變的と考へられると共に、事例のうち具現せられた價值は歴史的價值なる事においてむしろ可變的なる性格を考へうるであらう。かかる兩面をもつ文化財としての故實の社會的意味を考察することが本論の目的である。

かかる觀點よりして故實の形成を問題とするとき、日常生活における諸行爲の反覆の裡に求めうるであらう。生活經驗の蓄積のうちに自ら行爲を規律すべきものを生じ、それが歴史の地盤となる。かかるものは生活の基礎において缺くべからざるものであり、また隨處に存在するものとして、その考

察は社會と歴史とに思を廻らす者の常に當面する問題となるであらう。かく故實の意味を廣く考へるとき、歴史的存在はすべて故實的制約の下にあるとせられ、問題を限りなく廣範なるものとするがごとくである。しかし、武家故實といふとき、既にある特定の文化事象を思はしむるものとして、自ら問題を限定する事は必要であるが、かかることは或る事象が故實として人人に意識されるところに特定の圈を考へそれ等を對象とすることによつて可能であらう。即ち無意識なる習慣が規準として採りあげられ、先例が範例として顧みられること、更にかかる生活態度が諸方面において存在し、相關聯して文化圈を形成せるところに故實的秩序の世界の存在を認め、かかる圈の形成とその構造、この圈内に包含せられある人人の生活意識を問題とするのである。従つて武家故實を對象となしつつも、諸故實個個の由來、變遷には及ばない。其等が問題となるは、如何なる生活精神の表現としてあるか、なる一事に關する限りである。

武家故實の形成

時代の概観

上述のごとき考察の立場にあつて室町武家社會における故實の構造を問題とするとき、その前提と

してこの時代における武家の歴史的段階を概観し、もつてかかる文化圏の形成さるべき基礎を理解することが問題の在處を明らかならしむるものであらう。従つて概略に過ぐることを顧みず一般的叙述を試みておく。

室町武家の歴史的立場の考察において、一般的に云はれうることは、鎌倉武家の跡を受けつぎ其處に育成せられた文化遺産の基礎の上に立つことがある。この現象は諸方面において認められるが、此處に問題とするところについてもまた窺ひうるものである。鎌倉武家社會において、既に故實の意識強きものがあつた。その事の何處に由來するかを思ふとき、故實形成の素因は生活經驗の蓄積の裡に求めらるべきものとして、社會發展自體のうちにあると云ひうるであらう。鎌倉幕府の設置に伴ふ武家社會の統一が武家風の自覺——傳統への反省を強めたこと、また逆に武家風の意識が社會統一化の氣運を促進せしめたことを考へうるであらう。しかもなほかかる自覺は自家と對立するものとの接觸に際し來ること多きものがある。源頼朝が武家勢力の進展に伴ふ公家との交渉において問題とした一事は士風の自覺、その維持の努力であつた。彼が家人を率へ上洛して武技を試むべき折、その行爲が京人より關東武士の範例として認めらるべきを慮り、特に武家の先例を調査して法式を整序する用意を重ねた精神にも、故實意識の來るべき根據を求め得るであらう。爾來武技のみならず、日常行爲においてもまた儀禮尊重の念より、武家故實の整序があつた。かくて一應完成せる武家時代を受けつぎ

その上に自己を發展せしめたところに室町武家の特殊性が認められる。行爲の準據となすべきものを自己と異なる時代にもつとき、その時の距りに相應して先例は觀念化せられ易きものあることが考へられるものである。室町武家の生活精神において、その最初より觀念的なるものが多く働けることその政治理念においても指摘しうるところであるが、武士の禮節が武技より日常起居に至るまで整序せられ觀念化せられた點においても云ひ得るものがあり、此處に故實的世界の形成せらるべき地盤を認めうるであらう。

更に公家との接觸においても、前代と異なる現象があつた。武家がその生活の様相において固有なる風を守ると共に公家風を受容したことは、鎌倉武家において既に見られたところであるが、しかもその時代、兩者は調和よりは對立の形において混在したと考へうるものがある。公家風・武家風は二元的なるものとして意識せられ、常に武家風への反省が行はれてゐたが、室町時代に入りその政治理念として公武兩者の善政の跡をつがんとする態度により、かかる事象は統一せらるべき氣運が醸成せられた。幕府當事者が種々の儀禮作法につき屢々公家に教を求めたこと園太曆等の記録に示されてあるが、その際武家においては準據となすべき先例を有せぬ新しき行爲につき公家より指示を仰ぐ事態の繰り返へされる裡に、公家風・武家風と云ふも相對立するものとは考へられず、個人の兩面として認知せられるに至り、兩者相並び相交はり新しき生活の様式を生み出すに至るものがあつた。かかる

現象の典型として足利義滿の生活様式を考へうるであらう。

室町武家の歴史において將軍義滿の時代をもつて一時期を劃するは、この時多年の軍事行動が一段落を告げ國內の和平統一を齎らせる事のみならず、前二代の將軍がなほ鎌倉大納言の稱號をよろこび鎌倉將軍の直接なる後繼者を以て任じた態度に對し、義滿はかかる立場を超えてその位太政大臣に登り、またその生活様式においても公家風をうけて新しきものを示した事によるのである。武家が公家と交はり朝官に任せられるとき、たゞ榮譽を荷ふのみならず、その位に附隨せる諸儀禮を守り行ふべき務を負ふを必要とする。公家政治が多く儀式的なるに終始し、公卿の生活はただ作法の習熟に没頭せるとき、かかる人人と相並びその位に登れる武家もまた之に倣ひその行爲を模倣するに至るは文化に對する人々の愛情よりも考へうるところであらう。かかる事は鎌倉時代において、武家は公家政治に干與せず、その任官もただに榮譽の表象なるに止れる時は稀に示されたものであるが、室町時代に入り公家と不斷の接觸の裡に自らその風盛となり、特に義滿に至つて進んで之に従つた。二條良基は彼の顧問の如き立場にあつて常に朝儀の指導に當り、また近衛道嗣も彼と接近し、ために財を得たが心勞多く病を獲た事が傳へられ、(實冬卿記)なほ義滿が參内のため平鞘劔の新調に際しては道嗣より近衛家傳來の品を借り模造することがあつた。(後深心院記)また公卿は義滿の權勢に追従し、永徳元年七月任内大臣の大饗には參列公卿の數多きこと未曾有、稀代の珍事とせられた。かかる雰圍氣において武

家における公家風受容が、朝儀の際のみならず、生活の全部門において顧慮せられたことは、容易に考へうるところである。時代は後れるが、一條兼良が伊勢物語を講釋するとき、席に列れる義政が准后なるをもつてその近臣は殿上人として遇せられたことがある。(宗吾大卿紙) この事はまた武士が殿上人としての諸作法に通すべきを要求される結果を齎すものでありその習練の行はるべきことも考へうるのであらう。武家故實の重要な部分として公家との應對の作法の説かれた事もかかる事態に因ると思はれる。

しかもかかる受容を單なる模倣とは見るべきでない。朝儀における義滿の舉止につき新儀と批評せられること屢々であつた。その基くところとして、彼が白馬節會に當り練歩すべしと稱しながらその法に適はなかつたと記さるるごとく、(實冬卿記)本來儀禮に未練なるに起因するものがあるであらうが、それと共に、彼の立場が公武を一統する者の地位を意識せることによるであらう。従つて公家風もまた拘束しうるものではない。武家の事は先規傍例沙汰なしと歎息せられた。(後愚味記)かかる裡に新例の創始を意味するものがあると考へうるであらう。かく公家の例もただ一例たるにすぎず、武家の例をも併せ行ひ、後世の人々の規律たらしめたところに、義滿の立場——室町武家社會の段階を考へうるであらう。以後彼の行へる例は準據として人々に尊重せられた。それはただ彼が武家社會の統一者たるによるのではない、上述の如く新生活様式を營み、以後かかる圈をうけつぐ人々の範例となし得

るものの創始者たる立場によるのである。此處に義滿及びその後繼者を中心とせる新文化圏の成立を考へうるであらう。かかる時代の姿を顧慮しつつ故實が如何なる形において存在したかを問題とするのである。

統一と綜合

武家故實の形成は既に前代における事實なるに拘らず、此時代の特色の一としてその統一化の現象を認むべきであらう。故實はその本來の性格として、社會生活自體の裡に出現すべきものなるため、その内容において自ら差異を示す場合あることを考へうる。一地域、一家庭に行はるる風が其場所特有のものとせられること屢々認めるところであるが、しかもかかる異風は社會の統一化に應じより大なる圏に包攝されることにより、固有の立場を超えて變貌を示すものがある。足利義滿がその統一者たる立場、かかる意識により諸家に分在せる故實の整序を行へること、少くともかかる氣運を促進せしめたことを考へうるものがあつた。小笠原長秀が義滿の命をうけて今川氏頼、伊勢憲忠と共に、武技のみならず、諸禮節を糺して三議一統を撰述したとの説は早くより疑はれてゐるものであるが、しかしその疑は、義滿が故實を制定せしめた事に對するのではなく、三議一統をもつてその成果とすることに懸るものであり、却つてこの時作成されたものは應仁亂に焼失したとの古人の言を引用して

編纂の事實を肯定するものであり、(貞丈雜記)また此時には今川大双昏の基礎をなす如き禮節の制定の考へられてゐること(出雲路、有職故實)よりも統一化に伴ふ現象と認めうるものである。

しかしかく故實の統一といふも、直ちに故實の劃一化を意味するとは考ふべきでない。鎌倉時代において既に完成期を經過せる武家にあつて、その各各の家に固有なる風を形成したが、かかる家族的獨立性は、實質的にもまた觀念的にも、室町武家において著るしくなつた。室町幕府による統一といふも、かかる割據を打破してその個々の再組織とするよりは諸獨立體をそのまま包含せるものと考ふべきであり、武士各自の間にあつて、他家に對し自己の風を守り誇る自意識が通有觀念であるとき、其等各個の風を比較し制定する如き意味における統一は行はれ難き事情にあり、むしろ家の説を認容しこれを包含する立場を執ることが重要な問題であつた、従つて故實書において示す態度は、家により異なる風あるを以て一途に異説を批難するを誠め、また故實を記しつつなほ家に躑けられたごとく行ふべきを云ふものがある。(今川大双昏)ここに故實が法のごとく權力による制定にはあらず、社會生活に即してあることに基く一制約があるであらう。なほかかる劃一化を妨げる他の因として、其等の成立の事情に基くものを指摘し得る。新生活段階に要求される諸作法が武家として先例を有せず、公家に行はるる事例の見聞に基けるため、自身見聞せざるものは知らずとすることく、新様式の形成にあたり據るべきものが自ら人々の認知に委ねられた事により自然異説を發生せしめたことが考へられ

るであらう。しかもかかる事をもつて故實の一定化の機運を否定すべきではない。行爲は共同を前提とするものであるとき、自ら一定化さるべき機會に逢着する。笠懸の際使用の引目矢が破損し易く大儀なるにより一同申合せて變更したことがある。(就馬弓儀大概問書) かく申合せによる變更の行はるる事態のうち前述の考察を支持するものを認めうるであらう。また後に輩出せる故實書において、故實に異説あるとき兩様を記しつつ人の分別に訴へ、今案を注記して批判的態度を示すものがあり、(宗吾大卿紙、大内問答) 其間自ら比較による一定化への契機あるを考ふべきであらう。三儀一統が疑はれその名が後世の附加とされつつも、なほかかる名の興へられたことも三家の議を統一せるものを要望する精神を反映せるものとも考へうるであらう。

かかる統一化の現象と相並んで更に故實の存在を特色づけるものとしてその綜合化が考へうる。故實がただ個個獨立せず全體的に包括せられること、武技もまた日常行爲の諸作法と相並んで考へられることである。故實書の形態として、或る事柄の記録と共に法式の綜括せられてあること、行爲の全般にわたる諸規定が一家の説として網羅せられてあることに注意を拂はねばならない。三議一統が疑はれつつもなほかかる形態の書の存在は肯定されるものであるか、小笠原氏が弓法の家として同時に禮節全般をも定めたことを意味あるものと考へるのである。かく一家が禮節全般の師範たり得る事情として、容易に考へ浮ぶことは、伊勢氏におけるごとく、その立場が殿中諸行事を掌りその記録を具

ふるによる便宜的なる事情、また封建社會の類型人の間において一事に優越せるものが同時に他の場合においても師範たりうる事情があるであらう。しかも、かかる事を可能ならしむる事態として、武家社會における禮の觀念を觀なければならぬ。武士は本來主従、長幼の序を重んじ種種の禮節を有したること改めて説くを要せぬものであるが、武士の行爲につきその振舞の善悪が問題とされたことは、行爲的なる人人において禮教の尊重せらるるによるものであらう。行爲といふときその規準たるべき作法の存在が豫想される。しかも作法は行爲することの裡に成立する。此處に行爲的なる武士にあつて、武藝のみならず一般に振舞とその工夫とが關心事となるのである。諸藝においてその成るは自身の營みにあることが考へられ、故實を記しつつなほ志を專にして稽古するを必要とせられた。(騎射秘抄) またその武技の諸作法は、ただに技術の妙を得しむるのみならず身を正しくする要旨なることが説かれてゐる(射禮私記) かく作法の働きを修身と考へその嗜みを説くところに、よりよき境地への志向があり、更に躰は生得のものであると共にまた嗜みによると考へたところに禮教の出現し來るべき根據がある。かくてこの時代における故實書は、ただ先例の蒐集詮索に終るものでなく、教養の書なる一面を強くもつものでもあつた。武家故實の典型をなす今川大双昏の内容が、武藝に關すると共に服裝、飲食及び一般の躰等に及び、しかもその問題とするところが式體・式法であること、例へば「鷹之式躰之事」の最初に掲げられた箇條は鷹を貴人の御目に掛くるとききの作法であることを見るとき、また

かかる作法のよるところは「躰は別なし、じんじやうに見よくするをよきしつけと云なり」と記されるごとく、行爲を見よきものたらしめんとするにあるを知るとき、かく教養の書たる性格を明らかにし得るものである。(此處に見よきとの觀念が、外見上のよさを意味すると共にまた人として、場合によりその宜しきに適ふとの意味を含むこと、即ち美と共に宜を考へてゐること後述するところである) また時代はやや後れるが、伊勢氏の故實書として今川大双番と併せ考へらるべき宗吾大帥紙においては、作法の種種相と共に、人としてあるべき姿——聖・賢等の理念の説かれてあることに意味を見るべきであらう。人は禮を正しくすることにより、その在るべき姿を示現しうるものである。かくて悉ゆる行爲は禮の觀念をもつて支持せられ、かかる觀念を媒介として、個々の故實が一の系列に包攝されるところに故實的世界の形成を考へようとするのである。

なほ、かかる故實的世界の形成にあたり重要な役割をもつものとして、故實の家の成立を考ふべきであらう。故實が一定の家にある事は一般をして據るべき所を明示する結果となり。社會秩序の中心をなすに至ることに意義をもつものである。武士は社會の一員として執るべき行爲の規準を尋ねた。故實を守ることが即ち社會人としての立場を認容されるものとも云ひうるであらう。此處に故實的秩序の世界があるが、かかるものは故實家を中心として形成される。故實的世界はかく中心を有するにとによりその存在を一層明らかならしめるものである。この現象は、故實の家の確立——その相傳化

と共に顯著となるであらう。家の傳統の定立は祕傳の思想を隨伴する。故實を尊重しこれを祕傳として容易に人に傳授するをゆるさず、弟子一人の外には傳ふべからずとする最上の祕事もあつた。(小笠原流手綱之祕書) 故實を祕する事により家としての特殊の立場を守らうとする意に出づるものであるが、かく祕傳化の傾向はその反面にはこれを希求するの情を強くせしめる事がある。人は祕せらるる物を敢て求むる性情がある。ここに故實家を中心とする社會秩序の統一化の促進されてゆくことが考へられるであらう。かかる事態にあつて形成される故實的世界の構造が次の問題となるであらう。

武家故實の性格

故實的世界の考察については、故實的秩序の性格及びかかる秩序のおよぶ範圍についての問題がある。そのうち後者は前者の考察により自から明かにされるものを含むをもつて、まづ故實が如何なる性格を有したかを問題とすべきであらう。この問題については、故實が社會生活の客觀化として如何なる生活様相を反映するものであるか、及び故實が社會秩序を維持するものとして如何なる規範性を具有するものであるかの二面において考へられるであらう。以下二部に分ち考察を試みるのであるが、云ふまでもなく、故實の意識とその規範性とはその成立を相互に基礎づけあへるものとして、兩者區別されるべきではない。ただ叙述の際採りあぐる面を異にするによるのである。

表現性

室町武家において如何なるものが故實と考へられたかの間に對する答は、序章において明かにせるその意義を顧みることゝ手懸を見出す。その際先例であり規範である二性格を具ふるものと考へた。かかるものはその本來の姿において一者に共存することあるもそのもつ面の強弱により、先例なるもの規範なるものの二種類に區別し得るであらう。この時代の具體例においてかかることが云ひうるのである。

第一の場合として、ただ古より仕來れるものを故實として守ることが考へられた。「おかしき事に可被申候はんずれ共、むかしより如此仕候なり」(御供故實)として、その適否は問はずただ習慣に従ふとするものであり、また習慣の由來するところ意味するところについては、「昔より今に申傳又は注置也、謂ハ無存知由」の返答があり、しかもこれが異なる祕事として尊重されてゐる。(就弓馬儀大概問書)かかる態度はなほ他の多くの例を見ると、祕事が語られ、普通の事を不知とせる例より考へて祕事なる故敢て不知とするに非ず實際忘れられてあるを思はずものである。此等は前途のごとく先例尊重の念によるものであり、準せらるべき先例がその意味を忘れられて後もなほ先例なるをもつて守るとする形式的なるもの、云はば殘存形態であり、かかる在り方において故實の一性格を考へうるであら

う。しかしこの種類のものは、故實を社會生活の客觀化されたものとしてその構造を理解しようとする意圖に對しては何等答ふところをもたぬものである。

第二の場合にあつては、良き行爲のための規準なる觀念が強く現れてゐる。武士においてよりよき生活への志向が禮の形において表はされたこと前に指摘せるところであり、故實書においても、行爲が見よき、恰好よき、時によき等のものなるべき意識が隨處に示されてあるが、更に注目すべきものとして、例へば主の他行に従へる者が下馬すべきとき、馬上において沓をぬぎ足半をはき主人の輿に遅れぬ心掛けをもつことが故實とされ、(宗吾大冊紙) 諸人參會の折人に刀を遣すべき事ある場合、佩用せるものが家重代の品或は粗惡なる品なるとき當座の用に立たぬを慮り、遣すに適せる刀を用意することが故實と考へられた。(大内問答) かく落度なき作法が故實であると共に、かかる行爲の一事例がまた故實として考へられるのである。諸規定の整序の中において夥しき先例の引用せられあることもかかる事情を示すであらう。しかもこの場合においては、行爲の結果よりは動機を注視し故實をその生成の面において觀んとする態度において、事例は墨守せらるべきものとするよりは、むしろ顧みらるべき傍例としての意味を多分にもつことが考へられるであらう。弓法において、初心者か上手の人の作法を學ぶは、有益なると共に無益なる事ありとし、その取捨にはただ人の心によるべしとして個個の心を主體とせることにもまた上述のごとき先例に對する態度と相通ふものを見うるであらう。(騎射秘抄)

かく行爲は時の宜に従ふべしとする態度のうち、規範の觀念の前面にあることを見るが、この事と關聯して更に重要なものは、行爲が人によりてその宜しきを行ふとの考のあることである。人による區別の一は、老若に基く行爲の別あるを意識することであり、その作法の異なるべきことは隨處に示されてゐるが、なほ著るしきは、人の身分によりて異るとの考が強くあつた。躰は見よき様にするを理念とした今川了俊は、また禮は人の位を見合せてなすべきを説いた。(今川大又番)それは禮法の區別を主者客者の身分的差異の意識に基礎を置くものであるが、かく人の分の觀念が法式の基礎にある點に故實の秩序の一性格を考へようとするのである。かかる分限の思想は室町武家を通じて特に著るしく現はれた。その由來するところ、封建制度社會の基礎にある層位的秩序尊重の精神が時代の下剋上の思想の流行において反省されたことを考ふべきであらうが、なほかかる思潮はひろく國民性に基礎を置くものとも云はれるであらう。宗吾大艸紙においては、人は身分の高下に拘らず共に他に仕ふる務をもつものとして、「惣じて身に相當ほどぶんざいにしたがひて徳を諸人にほどこすべき」であり、人を惱まし身の爲のみを計るは佛神の憎しみを蒙ると説く精神には、ただ封建人としての責務の意識のみならず、人として生くべき姿についての自覺のあることが認められる。かかる觀念に基き行爲の規範としての禮の差別性を説く態度が封建的秩序支持の上に大なる役割を果したと見るべきであらう。かくて本書の人生觀の基礎をなすものは、「惣じて人は身のほどよりも過分にふるまふ事不可然」とする

分の觀念であるが、これと相並んで説かれてゐる儀禮作法が、衣食よりその所持品に至るまで各人の分際によるべきこと、また行爲が食事の如きにおいても貴人を見合せてなすべきこと等、身分的關係において説かれてあるも自ら理解しうるところである。かかる禮を守ることは即ち社會の層位的秩序を維持することであつた。ここに社會生活の表現としての故實の性格が示されてあると見るべきであらう。かかる世界において中心に來るものは將軍・殿中の諸法式である。將軍の諸行爲は一般とは異なるべきものとして考へられたが、また裝束につき將軍より賜はりはじめて着用を許されたもののあること、將軍より御紋をゆるされた御紋衆においてはその行爲に御字を附する故實あり、(諸大名衆御成被申記)書簡にも特殊の形式が存在した。(年中恒例記)

かく故實の源泉を殿中に求めようとするとき、故實家の一なる伊勢氏の立場につき注目すべきものがある。この家は累代殿中惣奉行たる立場より殿中における諸行事の記録を具へ、また公家と接觸して見聞を擴める機會多く、その傳ふる家説が諸人の準據として尊重せられ、故實家としての地位を確立したものである。大内義興が義植將軍を擁して上京するとき、多年在國してその作法輕賤なるをもつて、都に住し將軍を補佐すべき地位にある者として心得べき條々を伊勢貞陸に尋ねたが、實際問題とされた事は「公家門跡並三職の御衆、諸大名以下、御參會の事」以下公家武家への應接の儀禮、またその席上における能等に關する心得であり、それに對する伊勢氏の答が大内問答として傳はつてゐる

が、更にその家臣もまた伊勢氏に對し、「上意へ我等ごとき御禮申上義も御座候哉、同進物等の様躰いかがの事」以下數條に互り、主の新しき立場に際しその家臣として守るべき心得を尋ねることがあつた。此處に將軍を中心とし、故實家を指導とする層位的秩序の世界の存在を明かにし得るであらう。かくて、故實がかかる世界の秩序維持の上に如何なる働きを示したが、その規範性の問題が次に考へらるべきものである。

規 範 性

故實の規範性を問題とするとき、何人も思ひ浮ぶことは法との對比であらう。この事はすでに故實家においても注意せられてゐるものである。例へば酒宴における酌人の心得までも法意のごとく尊重せられたと考へられてゐる。(宗吾大卿紙)と共に、他面においては、馬上にて禮する一作法として片沓ばかり脱ぐ禮あることを記しつつ、それは故實であり定まれる法には非ざるを注記するものがあつた。(就弓馬儀大概問書)かかる區別意識が何處に基くものであるか、また如何なる點において異なるものとされたかを考ふべきである。

法の屬性の説明は多岐に互るが、その源泉とするところ社會秩序維持のため人人の行爲を規制するといふ性質においては故實と異なるものを見ない。特に慣習法についてかく云ひうるものであるが、

更にそれが法性獲得のためには政治主體により支持せられてあることを必要とする點において故實と異なる一面を有つものである。故實においては、政治主體を通して整序せられそのもつ權力を背景とすることがない。他の面より云へば、法が社會の裡に基礎をもちつゝなほ立法化されることにより、社會を超えこれを規制するものとしてそれ自體獨立的形態を有し、その内容においてむしろ不變性を示すに對し、故實は飽くまでも社會に即しそれと共に移る點に特色をもつと云ひうるであらう。勿論故實は社會秩序の規範たる性格により、それに従はぬ行爲は非難さるべきものとして人を拘束する力をもつ。しかもこれは法の如く人々の上においてその意志を超えた存在ではなく、人々により改廢せらるべきものである。舊例にして誤なるときは改めらるべきであるとの考が行はれたのである。(走衆故實) 此處に兩者のもつ規範性につき異なるものを認むべきであらう。

かく先例を改むべきもの——改め得べきものとする考の來る所以として、前章において問題とせる故實の一性格たる時宜に従ふべしとの觀念を再び吟味すべきである。其際においては場所、人により異なるものを意味するものとして取扱つた。しかしそれはまた時間の意にも解さるべきであり、時代による變遷の意識が注意されねばならない。故實書において、作法が時代により異なることとは屢見るところであり、また異説を注記する際、古今の差異を記録するものを見るが、かかる變遷は必ずしも非難せず、「上古の時宜共至近代無其儀事多也、公私に御用捨是又故實候哉」と記されてをり、

また一途に昔様を守ることとも當世にあつてはをかき事とも考へられたのであつた。(騎射秘抄) かく故實が時代を越えずそれに追隨する事においてその規範性の特質を考へようとするのであるが、そのためにはかく變異する姿につきなほ詳細なる考察を試むべきものがある。

この問題を解く手懸りとして、故實が時に従ひ形成せられその主體が人の心にあつたことを想起する。個人の判断が前面に来るとき、自ら相似と共に相異をも齎すことが考へられるであらう。人は相同を求めると共に差異を好む性情を具ふるものと考へられてゐる。その行爲において前者の顯著なるところに類型化の現象あり、後者により個人化の傾向を強くするものである。すでに社會の範例の形成といふとき、その基礎においてかかる類型化の現象を認めうるであらう。しかも人人はかかる生活の類型の裡にあつてなほ差異を求めて自他の區別を意識することがある。鞍を受取る作法にも餘人の眞似ならぬ様手心を加へることが考へられてゐることく、(弓張起) 法式を守りつつ小異を求めて自己の存在感を得ようとするのである。かかる事態において流行の出現し來る事情を理解しうるであらう。

かく故實の變化する過程につき最も著るしき場合として、射手の裝束が世の風俗に従ふべきものと考へられたごとく、風俗上の變遷による影響があるであらう。室町武家における風俗の諸相は武士の生活様式の複雑化およびそれに伴ふ時代の奢侈の傾向により著るしき變化を示した。その趨勢として昔は實ありて花なかりしを今は花のみありて實無しと歎せられ、また昔は高貴の人も過分を斟酌せし

を今は下賤の輩も無益の事を重疊すると云はれた。(土岐家聞書) かかる世相の變遷に伴ひ、武家の風においても、走衆が將軍御成の時佩く太刀に古は覆輪もなかりしもの今は覆輪のみならず大小の切羽までも金作りとすることが難せられる程度にまで變化した。(宗吾大卿紙) かかる世相の影響が服装において特に著はれることとして、服装が人の目に立ちやすくその人の存在を最もよく、また容易に示すによるのであらう。服装に關してもすでに身分的差異が考へられてゐたが、なほかかるもの以外に富による區別の存在があり、他と競ひ自己の優越を誇示せんとする欲望がかかる面に著るき差異を表すに至ると考へられるであらう。

しかも故實が世の風俗と共に移ると云ふも、故實的世界そのものの推移を説明するものではない。そのためには、かく變化するものが範例として人を規制するに至る事情を明らかにせねばならない。先例といふときより古きものを尊重することが通常である。時の距離を多く有する事例ほど觀念化・神祕化されるものであるが、しかもそれが現實行爲の規準たるとき、むしろ古例よりは近例によることと多き事情に注意すべきであらう。これは我々の見聞せるものが印象するところ最も強く、人々の行動を支配することによるであらう。記録といふもそれ自體は形骸化せるものとして、その理解には個の見聞せるものをもつて補ふによるものである事情においても、現實に人の心を支配するものは傳承せられた古例であるよりは見聞せる近き例であることを思ふべきであらう。かくて先例が古例なる

ゆゑをもつて尊重される反面、近例は現實における利用價值により規範性を獲得するのであり、此處に故實的世界の姿が時代と共に移りゆく因を見うろと思はれる。

かく故實を不斷に生成的なるものと考へるとき、その規範性を理解しうるものがあると思はれる。それは人々の行爲を規律する意味において法と共に規範であるが、法の如く不變的に人々を規律し社會秩序の一定化をはかるものではない。勿論法もまた時代と共に變更すべき面をもつものであるが、むしろ固定的である。しかし故實は語を強めて云へば時々に変貌して止るところがないとも云ひうるであらう。よき先例はよりよき事例により代へられ、その規範性を失ふべき運命をもつものである。然しそれは無に歸するのではない。新しきものの先例としてその中に包攝せられてゆくこと、文化の傳統において見うる過程を繰り返すものであり、此處に故實の秩序の世界の繼續が考へられる。個々の故實内容は變化しつゝもかかる故實的秩序そのものは存續して人々を規律し、それらを一の文化圏内に包攝するのである。

武家故實の性格につき一應の考察を了へた後において、なほ一の問題を残してゐることに氣づく。故實をむしろ變化すべきものとして考察を此處にまで進め來つたが、しかし故實といふとき他の面として不變的なる先例を意味することがあり、また事實においてかかるものが多く存在する。上述する

ところにおいては、故實のかかる一面を認めつつ、それが當面の問題の外にあることをもつて採りあげられずに了つた。しかしかかるものもなほ先例として人々の規準たり得るとき、故實の規範性の問題と關聯して取扱はるべきものがあるであらう。

先例はその時の深まりに應じて、本來の意味の上に新なる屬性——古さに伴ふ價値を附與され遂にはかかる意義が主要なるものとなることが考へられるであらう。特に衰退の時代においてかかる現象は顯著となる。過去の繁榮を顧み想ふ心はその時代のものすべてをよしと見る。故實書において一事例を注しつつ、但しこれは應仁亂以前の事であり亂後は行はれずと注記せることもかかる心理を反映するものである。かく先例がその意味を忘れられてなほ尊重される事は、他面において事例がその精神を現はし難きこと——精神が具體化されるとき人々はその形式に多く注目し易きことにもよるを思ふべきであらう。小笠原家の故實書なる射禮私記編纂の態度は、傳來の法を記録するはその事なきとき子孫依る所を失ふに至るを慮るに出るものであるが、しかも口傳は筆墨の盡し得ぬところとし、面授口訣をもつて本旨とすると云ふこともかかる事情を思はしめるものであり、廣く傳はるものは常に表面的、形式的なることを考へうるであらう。其等をただ先例なる故に無意識に守るのである。

しかもなほ、かかる傾向を出現せしめた重要な理由として故實家の存在の意義が考へられる。故實家の確立が故實的世界形成に際して占むる立場はすでに指摘せるところであるが、更めて上述のご

とき故實的世界の推移に對し故實家の立てる地位を見ると、むしろ反動的なるものがあつた。その理由として故實の相傳化に伴ふ形式化の現象を考へうるであらう。故實の相傳は故實の家の成立と共にある。しかもそのはじめは、子孫の爲に残しつつもなほ非器未練の族には一見せしむるを禁止せるものがある。(射御槍遺抄) その理由とするところ、器に非ざる者に傳ふることが道の聊爾をまねくとする考であつた。かかる精神が失はれ、家の傳統を守るに務める結果はただ惣領にのみ相傳をゆるすごとく、その維持に汲々たるに至つて、故實の子細はたやすく人の辨へ知るべきにあらずとなしつつ、なほ故實あるを知らぬとき冥覽あるべきを恐れるとする守舊的態度に陥ることも自然である。かかる家に傳はるものは形骸的である。記録しつくなほそれが精神を傳へ得ざるをもつて口傳を残したが、しかも口傳は或は覚え違ひありまた忘失されることがある。(宗吾大帥紙) 故實の意味を辨へず形骸化せる記録を抱く者にとつては新しきものは、好ましからぬもの否定さるべきものであつた。故實書において前述のごとく古今の兩様を記す態度はありながら、酒を飲みうちくつろぎて語るは今の様の昔に替るを歎き古き姿をなつかしむ心である。(宗吾大帥紙) かく様式が生活の裡に生れつつそれより遊離し、その展開に對しては反動的立場に立つことは歴史の諸方面において繰り返へされるものであるが、故實が生活と直接結びつく本來の性格によりその現象の特に顯著なるものがあるであらう。しかもこれが傳統的權威をもつて人々を規律しうるとき、故實の規範性の一面を示すものとして考へられるであ

らう。しかしそれは範例たる意味を失ひただ先例たることにおいて殘存形態と考へうるものがある。

故 實 的 世 界

故實的秩序を將軍を中心とする層位的なるものと考へ、その時代とともに推移しゆく姿を觀察したとき、かかる秩序の維持される世界の空間的・時間的なる擴がりが問題となるであらう。それは室町武家の盛衰に相應じるものとも云はれうる。しかし必ずしもその現實的なる盛衰と相伴ふものではなく、觀念的世界像として、地域的にもまた時代的にもその實勢力を超えた擴がりをもつものであつた。かかる考察にあたり考へらるべきは、下尅上なる世相のもつ意味である。下尅上といふとき、何人も思ふことは主従間の禮節の破壞されゆくことであらう。しかもかかる個個の主従關係の打破も主従間の秩序一般の破棄——秩序的世界の崩壞を齎らすものではなかつたことに注意せねばならない。上を尅する者は在來の秩序的の世界を超えて全く新しき立場に立つものではなく、自ら主の地位に代ることにより主と同様の禮節を守りもつて上位者たる立場を示さうとしたことがある。即ち禮節の世界における上下の交替であり、層位的秩序を表示する故實そのものは受けつがれてゆくのである。三好氏がその主細川氏に代り實權を握れる後、斯波氏の家臣朝倉氏の例に倣ひ御供衆相伴衆に加へられ、御紋を賜ひ、その家臣松永氏またこの榮に浴したが、此等が家の面目とも考へられ、また義長亭へ將軍

の御成あるときは伊勢氏の指示に従へるごとく、將軍を中心とする層位的世界はその内部における成員の變轉に拘らず一の圈として存在を示すものがあつた。

かかる現象の來るところとして、人間性情の一面である自己優越の意識及び優越者を模倣する傾向を指摘しうるであらう。人はすべて歴史的世界において生れ、その社會に特有なる生活様式を受けつぐ。それは束縛であると共に保護の役割をもつ。生活に附隨せる諸儀禮はその特權を人々に表示するものでもある。かくて良き家柄において傳はる諸儀禮は成り上り者に對し著るしく働きかけそれをして模倣せしめることがある。此處に下剋上者がその武力において上位を凌ぎつつ、なほその生活様式をうけつぐことを認めるであらう。更にかかる變動に際しても、將軍個人は交替しつつ將軍職そのものは存在し世界の中心をなしたことが重要な意義をもつであらう。豪族が將軍を逐ひつつ自ら之に代ることなく將軍の縁者を迎へ立てたごとくその權威に對する依附の念は深くあり、従つて將軍の威全く失墜せる時代において、諸大名の代替り御禮として進獻する者多く、御宇・官途の申請相つぎ、行粧における特權の免許を願ふものがあつた。かかる人々の間においては將軍を中心とする故實的秩序の世界が一の凝固せる觀念像として把持せられ、それよりの逸脱は行はれ難きものであつた。地方流寓中の將軍に關する事例が先例として考へられてゐることに將軍の中心的地位は失はれてはをらぬことを示すものである。かかる觀念が失はれ地方豪族が各自の獨自性を意識し自己のあるところを中

央と考へるに至つて室町武家社會の全き崩壞があると云はれるであらう。

かかる故實的世界の遺産の一として、群雄割據時代諸國における法制の一部をなす家訓を考へるであらう。故實の書が同時に教養の書でもあつた事情により、一家に適用されその家風維持を目的とする家訓の形をとるものである。かく云ふも家訓が故實書より派生したとするのではない。既に豪族の間各自の家風がありその維持を計ることは早くより行はれたこと故實の統一を問題とせるとき論及せるところである。しかも其等が一度室町武家社會の中に包攝せられ將軍を中心とする圈の中に共存しその影響をうけ更に自家風を反省せるところに新たな意義を認むべきであらう。

故實的世界の擴充に伴ひ故實書はひろく傳播した。その一例として京極大草紙なる書の内容は今川大双番の前半と同一のものであるが、それが當流式、佐々木大草紙とも稱せられることより京極佐々木氏が今川大双番を傳へて守れるものと考へられ、武田射禮日記が小笠原家の射禮私記の改竄であることは古人の指摘せるところである。かかる故實書尊重の精神を一步すすめたものとして土岐家の傳承、禮節を記す家中竹馬記、土岐家聞書がある。前者は土岐氏の一族利綱が永正八年家中庭訓の目的をもつて編めるものであり、その内容は小笠原元長より相傳せる弓馬の法及び土岐家舊老の談話、自己の見聞せるものを蒐めたものであるが、その中、京都の風習を記しつつ土岐家中の風を比較する態

度にも京都風にならひつつ自家風を守る精神を示すものであらう。かく京都を中心とする文化圏内にありつつ家風を意識するところに時代の割據の風を見るべく、かかる意識の昂まりゆくところ、強權的なる家訓書の編纂となり、故實書の形態は失はれゆくものであるが、しかもその内容として、早雲寺殿廿一ヶ條にあつては身のおこなひを問題とせるとく、人としてあるべき姿をかかけて人々の行爲の規準を示した點において、なほ故實書の教訓的なる性格をうけつぐものとなしうるであらう。故實的世界はそれを出現せしめた室町武家社會崩壞の後も自らの姿をかかへる形において留めた。その變貌のうちにも中世より近世に移る時代の相を認むべき手懸りの一つがあるであらう。